

後期高齢者医療制度 ご存知ですか？

被保険者全員が
保険料を負担します

後期高齢者の医療費等は、患者の自己負担額を除き、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代の医療保険からの支援金（約4割）、後期高齢者の保険料（1割）を財源としています。保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に支払うことになり、保険料率は道内均一です。

保険料率は、「被保険者均等割額」と「所得割率」で構成され、北海道の市町村で構成する『北海道後期高齢者医療広域連合』が保険料や給付の内容を決定します。

保険料の算出方法	
（平成20年度から21年度まで）	
被保険者均等割額	43,143円
+	
所得割額	所得から33万円を差し引いた金額 × 9.63%
1年間の保険料額	最高限度額50万円 （100円未満は切り捨て）

保険料はどれくらいになるの？

▼次の例を参考にしてください。

①1人世帯の場合

所得 (年金収入)	保険料額
30万円 (150万円)	12,900円 ※1
80万円 (200万円)	79,700円 ※2
130万円 (250万円)	136,500円
180万円 (300万円)	184,700円
225万円 (350万円)	228,000円
262.5万円 (400万円)	264,100円

②夫婦2人世帯の場合 妻所得0円(年金収入60万円)

所得 (夫年金収入)	保険料額
30万円 (150万円)	12,900円 12,900円 ※1
80万円 (200万円)	79,700円 34,500円 ※2
130万円 (250万円)	136,500円 43,100円

※保険料額の上段は夫の金額、下段は妻の金額。

左右の表にある※印は、
※1は均等割額7割軽減、
※2は均等割額2割軽減。



低所得者等には保険料の軽減措置があります

保険料は年金から差し引かれて納付されます

所得の低い世帯に属する方には、均等割額の軽減措置があります。軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定しますが、世帯主が74歳未満で後期高齢者医療制度に該当しない場合でも、その方の所得は判定の対象となります。

総所得額等の合計が下記以下の世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円 + 24万5千円 × 世帯に属する被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33万円 + 35万円 × 世帯に属する被保険者数	2割

保険料は、被保険者一人ひとりに計算を行い、介護保険と同様に年金から差し引かれます。ただし、年金の年額が18万円未満の場合や、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合などには、納付書や口座振替などで納めていただくことになります。なお、社会保険や共済組合に加入している方は、後期高齢者医療制度に移行される方は、平成20年4月から9月までは年金天引き（特別徴収）を行わず、納付書により納めていただき、10月年金支給分から天引きします。

社会保険・共済組合の扶養家族の特例

子どもさんなどの社会保険や共済組合の保険の被扶養者として、これまで保険料を負担してこなかった方については、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間は所得割がかからず、均等割額は5割軽減されます。ただし、特例として平成20年度の均等割額を、4月から9月まで『全額軽減』、10月から21年3月まで『9割軽減』になり、6ヶ月間で2,100円を支払うこととなります。